

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：尾張旭市立茅ヶ池保育園	種別：保育所
代表者氏名：藤井あゆみ	定員（利用人数）：126名（119名）
所在地：愛知県尾張旭市城前町一丁目7番地5	
TEL：0561-53-3989	
ホームページ：	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日：平成20年 4月 1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：株式会社 日本保育サービス	
職員数	常勤職員：17名 非常勤職員：11名
専門職員	（園長） 1名 （栄養士） 1名
	（副園長） 1名 （調理員） 3名
	（保育士） 22名
施設・設備の概要	15室 （設備等）保育室・遊戯室・職員室
	休憩室・支援センター・更衣室
	シャワー室・トイレ

③理念・基本方針

★理念

・法人

- ①安心安全を第一に
- ②お子様が一日を楽しく過ごし思い出に残る保育を
- ③利用者のニーズにあった保育サービスを
- ④職員が楽しく働けること

・施設・事業所

- ①子どもの安全を守り安心して利用できる保育園を目指す
- ②養護と教育を一体として豊かな人間性を持った子供を育てます

★基本方針

- ・子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期にたくましく生きていける力を育みます。
- ・子ども一人一人の状況や発達過程を踏まえ、いきいきと活動できる環境を整えます。
- ・子どもと保護者との関わりを見守り、その気持ちに寄り添いながら必要な援助をします。
- ・地域のつながりを大切にし、全ての子どもとその家庭の子育てに関する支援を行います。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・異年齢の自然な関わりを通して親しみを持ち、思いやりの気持ちを育む。
- ・リズム遊びを通して、自ら音や音楽で十分遊び表現する楽しさを味わう。
- ・砂場を大きくしたり、散歩に出かけたりして野外で自然と触れ合う機会を作り、五感を刺激し思いきり楽しめるようにしている
- ・食に興味を持てるようクッキングを行ったり、一緒に食事を食べることで楽しみながら食事のマナーを伝えている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年 8月 1日（契約日）～ 令和 2年 7月 4日（評価決定日） 【令和 2年 6月 9日(訪問調査日)】
受審回数 （前回の受審時期）	10回 （平成29年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆理念・方針に沿った保育の実践

砂場の拡張や野外活動を通じての「五感を刺激する活動」や、ホールに「絵本コーナー」を設置して子どもが自由に絵本を選べるスペースを確保するなど、常に「子供の自主性を尊重した保育」が実践されている。その活動状況をハグノートなどの情報システムを活用して配信し、保護者の子育て支援にも繋げている。

◆保育環境の整備

2、3歳児は子どもの発達に個人差が大きい年齢である。手洗い場に手作りの踏み台が置かれ、子どもたちは手洗いしやすい高さを選ぶことができる。子どもが基本的な生活習慣を身につけるための環境を工夫し、子どもたちの発達の援助をさりげなく行って見守っている。今後も環境の工夫をされる事を継続されたい。

◆保護者への「統合保育」の周知

障害のある子どもや気になる子どもが個別の指導計画、クラス指導計画の下、クラスで共に成長できる統合保育を行っている。その取り組みを「サポート保育」（市の制度）と銘打って、他の保護者にもリーフレットで紹介している。子どもも保護者も安心して生活できることが伝わってくる。

◇改善を求められる点

◆事業計画の策定

中・長期並びに単年度の事業計画は策定・実行・評価はなされているが、数値目標や到達点など評価基準が明記されていない。「計画が達成できたか」また「計画を終了するのか・継続するのか」など、評価・判断するためにも、事業計画には数値目標や到達点など評価基準を明記しておくことが望まれる。

◆指導計画の評価・見直し

マニュアルや規程はほぼ整備されている。会議等でそれらを見直しや検討した際には、標準的実施方法に反映させる課題、保育の質の向上に関わる課題等を明確にし、記録に残して職員間で共有することが望ましい。

◆アセスメントに基づく指導計画

アセスメントに基づく個別記録のファイリングの方法の見直しを検討をされることを望みたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受け、事業計画について具体的な数値目標や到達点などの評価基準を明確にして取り組んでいこうと思う。
保護者支援についてもアンケートを参考に、保護者の気持ちに寄り添いながら援助していきたい。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
<コメント> 尾張旭市並びに法人の保育理念が掲示されている。保育理念を基にした「保育目標」を園独自で定め、日々の保育実践に繋げている。保育目標は毎年度末に職員とともに話し合い、次年度の目標設定を策定している。今年は「子どもの自立性を育成する」ことを保育目標に掲げ、ホールに「絵本コーナー」を作り、子どもが自主的に絵本を見ることが出来る環境づくりに取り組んでいる。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ ① b ・ c
<コメント> 社会福祉事業全般は、市の園長会で情報収集・交換している。法人内の他園との園長会では、園運営に加え経営状況等の情報交換が行われている。園庭開放や子育て支援センター利用者の情報など、市や法人本部に情報展開しているが情報分析までは行われていない。市や法人が適正な園運営を支援するためにも、地域特性や利用者の意向なども加味し、傾向などを分析して情報発信していくことが望まれる。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ② b ・ c
<コメント> 人材不足・人材育成、保育の質の向上、保護者支援の推進など、園運営に関する問題・課題を園長は把握・認識している。保育料無償化に伴う副食について市と調整するなど、具体的な対応もなされている。経営課題への対応は園長だけではなく主任・職員全員の協力も必要であり、「課題管理表（仮称）」などで文書化して共有しておくことが望まれる。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ① b ・ c
<コメント> 事業活動の目標を明記し、人材育成と保育の質の向上を主体に5年単位の中・長期計画が策定され、毎年前期・後期で活動評価を行って改善に繋げている。明記されている「目標」には評価すべき指標が示されておらず、活動評価も相対的な評価となっている。目標となる「あるべき姿（到達点）」を明確にして活動評価できるように工夫することが望まれる。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ② b ・ c
<コメント> 中・長期計画を単年度で区切り、単年度計画を策定している。単年度の事業計画には、実施状況を把握するために数値目標や達成度合いなどの評価指標が必要となるが明記されていない。中・長期計画を年度単位で区切り、年度ごとに到達点や数値目標を設定しておくことで、活動を継続するのか・終了するのかの判断も容易となる。単年度の計画にも到達点や数値目標を設定しておくことが望ましい。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>単年度事業計画は、前期・後期で活動評価して改善活動に繋げている。評価・見直しは園長・主任を中心に行い、職員会議などを利用して職員に周知されている。事業計画実施には職員の協力も必要であり、担当者に職員も含め活動成果を評価、達成できた場合は活動を終了し、達成できなかった場合は要因を分析して改善事項を次年度に繋げるなど、組織的に活動できるように工夫することが望まれる。</p>		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者に対しては、入園式や保護者参加行事の際に事業計画に関連する事項について説明している。その他、個別にも説明するなど周知に努めているが、今回の保護者アンケートによる理解度は7割程度に止まっている。保護者の理解を促すためにも、日々の保育の状況を写真や動画などを利用して事業計画に対する保護者の関心を高めていく工夫が望まれる。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>「自主的な活動ができる子どもに育てる」ことができ、「思いを汲み取ることができる保育士の育成」が保育の質の向上には必要と園長は認識している。園内研修で日常保育の問題点などを取り上げて職員と検討する等、評価・反省の機会を設けている。各学年ごとの振り返りに止まらず、学年の枠を超えて多様な意見を出し合い、項目によっては単年度の事業計画にも反映させて実践していくことが望まれる。</p>		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>前回の第三者評価受審からの改善事項や、各行事後のアンケート結果から取組むべき課題を明確にし、職員とも話し合って次回開催時には適宜改善されているが、計画的な改善活動には至っていない。現状の問題点から取り組むべき課題を明確にし、事業計画に反映させて職員の参画を促しながら園全体の活動としていくことが望まれる。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<コメント> 園長・主任・職員・調理師など、各職員の役割や責任は、法人の「保育士人材育成ビジョン」に明記され、採用時の導入研修や年度初めの職員会議等で周知されている。園長不在時の権限委任の取扱いは各業務マニュアルに明記され、避難訓練なども園長不在想定や園長不在時に実施するなど、実運用に則した訓練が実施されている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ② ・ c	
<コメント> 法人内で開催される会議や研修に参加し、遵守すべき法令・ガイドラインを学ぶとともに、法人からの通知により理解・認識し、必要に応じて職員への周知に努めている。法令・ガイドラインの改訂は保育手順の見直しや環境整備にも関連し、業務マニュアルや手順書の見直しの機会となるため、園運営に関連する法令・ガイドラインを特定し、改訂状況等を確認する仕組みづくりを期待したい。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<コメント> 園長・主任も必要に応じて保育現場に入り、都度助言・アドバイスにより職員の気づきを促し、改善に繋げている。保護者へのアンケートを実施し、現状把握して問題点や課題を洗い出し、特定したテーマを基に月1回園内研修を行い、職員間で改善策の検討・実施に繋げている。職員会議等を利用し、クラス間だけではなく学年間での意見交換を促し、職員主導で取り組めるような環境作りに取り組んでいる。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a ・ ② ・ c	
<コメント> 園便りやクラス便りをハグノート（情報配信システム）を利用し、タブレット端末を活用してオンタイムの情報発信することで、職員の業務の効率化を図るとともに保護者からの好評も得られている。勤怠システムなどの情報システムの導入により、職員の事務量の削減も進められている。現状作成している記録書類についても、情報システム導入による削減・廃止など、法人本部とともに工夫・検討が望まれる。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c	
<コメント> 人材の採用・確保は法人主管となっている。新卒採用は法人本部での面接だが中途採用は園での面接を行い、園に合った職員採用ができるように取り組んでいる。毎年11月に職員の意向調査を行い、翌年度の希望採用人数を法人本部に報告して新卒・中途の採用に繋げている。経験年数が1年～3年の若い職員が多く、複数担任でフォローできる体制をとり働きやすく育成できる環境作りに取り組んでいる。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	① ・ b ・ c	
<コメント> 法人の「保育人材育成ビジョン」に沿い、職員一人ひとりの保有資格や研修受講履歴を保管して総合的な人事管理が行われている。「自己評価シート」による目標管理を、目標設定・進捗確認・活動評価などのタイミングで面談により確認・評価している。設定する目標は単年度単位の目標ではなく、改善事項が次年度の目標に反映できるように取り組んでいる。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	㉗ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>相談は園内だけではなく法人の相談窓口も設置され職員に周知・利用されている。法人・園ともに「働きやすい職場」づくりに取り組んでいる。本人希望による有給休暇の取得推進、サービス残業を無くし、残業を申請により管理して必要最小限に抑制したり、職場内での情報交換やパート・派遣職員も活用した事務時間確保などに取り組んでいる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ㉘ ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育人材育成ビジョン」に沿った人材育成に取り組んでいる。職員一人ひとりの年間活動目標に基づく「自己評価シート」による個人面談を行い、評価をフィードバックすることで次年度への目標設定・育成に繋げている。保育に必要な専門技術・知識などを含め、職員一人ひとりに合ったキャリアパスを考慮し、職員自身が意欲的に取り組めるような人材育成を計画的に実施していくことが望まれる。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ㉘ ・ c
<p><コメント></p> <p>正職員においては、市主催の階層別研修をはじめ、専門知識・技術などは法人のWeb研修システムの導入により受講率も向上している。受講した研修は職員会議等を利用して情報展開し、他の職員も関心を持てるように取り組んでいる。パート・アルバイト、派遣受入れなどの非正規職員の研修が未実施であるため、必要項目に限定するなどして段階的に教育・研修する機会を設けていくことが望まれる。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	㉗ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>人数制限のある研修もあり、希望者全員が研修に参加できない場合もあるが、職員一人ひとりのキャリアパスも考慮して計画的に受講できるように努めている。法人のWeb研修システムの導入により受講できる機会も増えている。外部研修は、研修案内を回覧して参加を促している。園内研修を含め、職員が意欲的に教育・研修を受けられる環境作りに取り組んでいる。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ㉘ ・ c
<p><コメント></p> <p>尾張旭市を通して毎年実習生の受入れをしている。受入れに際しては、法人の「実習生受入ガイドライン」に従って、実習生とはオリエンテーションを綿密に行い、指導保育士には職員会議等を利用して実習日程や注意事項の確認などを事前に行っている。実習開始時の実施事項や注意事項の確認など、実情に合わせて簡単な手順書を作成し、指導保育士の研修に役立てるなどの改善が望まれる。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉘ ・ c
<p><コメント></p> <p>ホームページや「保育園のしおり」を利用して保育理念や保育目標、保育内容、事業計画などを公開するとともに園内に苦情対応手順を掲示している。「クレーム対応手順」は決まっているが、近年苦情・クレームの発生はない。クレーム発生時の対応の公表について、「クレーム対応手順」に基準が設けられていないため、予め検討しておくことが望まれる。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	㉗ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>尾張旭市の規定や法人の「職務分掌規程」に基づいて起案者と承認者を分け、取引事業者も市や法人から紹介を受け、取引業者として適正な事業運営がなされている。毎月、財務や業務に関して法人内での予告なしの業務監査が行われ、指摘された事項は職員にも周知され都度改善されている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	⑥	c
<コメント> 地域の高齢者福祉施設や児童館、小学校等と園外活動を通じて交流し、園内行事に地域住民を招いたりして「地域に根ざした保育」の実践に努めている。しかし、交流の機会が少ないこともあり、「単年度の事業計画」に地域交流を掲げて継続的な交流から定期的な交流にするなど交流の機会を増やし、また低年齢の子ども達も参加できる交流を実施していくことが望まれる。				
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a	⑥	c
<コメント> 法人の「ボランティア受入ガイドライン」に沿い、中学生の職場体験や大学生のボランティアを継続的に受け入れている。昨年は採用目的で社会人ボランティアの受入れも行っている。ボランティアは保育補助だけではなく、畑などの施設管理などでの受入れも検討の余地はある。子どもに負担の掛からないように配慮し、貴重な経験が積めるようにボランティアを活用することが望まれる。				
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	①	b	c
<コメント> 地域の関連機関を一覧表化するとともに、市の保育課を通じて保健センター・支援室、児童相談所などの関連機関と連携し、適切な対応ができるように取り組んでいる。懸念・問題のある家庭に対しては、職員の協力も得て見守り対応しながら、保育課と連携して対応している。子どもが健やかに過ごせるように、虐待やネグレクトなどの兆候を見逃さないように努めている。				
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a	⑥	c
<コメント> 夏祭りや運動会などの園内行事で地域住民と交流し、園内に併設の子育て支援センターを利用する保護者との関わりから「悩み相談」を受け付けるなど、地域の福祉ニーズの把握に努めている。地域の福祉ニーズの把握には、園児の保護者、子育て支援センターや園庭開放などの利用者だけではなく、学校関係や民生・児童委員などからも幅広く情報収集していくことが望まれる。				
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	⑥	c
<コメント> 園内併設の子育て支援センターで栄養相談・保育相談・遊びの広場などの子育て支援活動を行い、地域の人々が利用している。園は避難所に指定されておらず、広域災害時の対応手順が未整備の状態となっている。災害時に園を利用する・しないに関わらず、園の持つ資源（設備・保育士等）を有効に活用する手順（BCP「事業継続計画」）を策定しておくことが望まれる。				

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重する保育は「リーフレット」や「入園のしおり」等に記載され明示されている。外国籍の子どもがおり、保護者とは日本語でのコミュニケーションが取りづらい。入園式での説明や園からの便り等、理解出来ない時は確認に来るが十分に理解できているかは不明である。現在市からの通訳は無理との事だが、子どもの保育に支障をきたさない配慮と基本的な人権の取組みも検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>「プライバシー保護規程」や「虐待防止規程」等、子どもの権利擁護に関する規程・マニュアルは整備されている。職員周知は4月の職員会議を利用し、子どもの名前を記入する時はイニシャルで記入している。子どものプライバシーを守るため、プール遊び時は寒冷紗ネットで覆っている。規程やマニュアルの内容を理解する職員研修が実施されておらず、保育の質の向上に役立つ研修実施が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育所選択の情報は「リーフレット」が市に置かれており、月1回見学会がある。入園申込み近くなると、親子30組程が見学に訪れるが、丁寧に関わるためにグループ分けして対応している。リーフレットを手渡して説明することから、内容が常に最新の情報となるよう見直し・改定が行われている。リーフレットの見直しは年度末、「園目標」、「行事日程」も毎年見直している。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>入園式で、「保育園のしおり」やアイパットを利用して説明し、保護者からの同意書も得ている。同意書の見直しが法人本部で行われて様式が変更される。次年度から使用されるが、変更の根拠が明確にされた記録はない。特に配慮が必要な保護者説明は、自然の流れで担任が直接伝えるが必要に応じて主任や園長も対応している。明確な手順を定め、内容や援助の記録を残すことが望ましい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育所変更にあたり、保育の継続性に配慮した引継ぎ文書はなく、市内転園児は必要書類を転園する園に引き継いでいる。市外転園は資料の引継ぎはなく、問い合わせがあれば口頭で答えている。「日本スポーツ振興センター災害共済」は、全国的に通用するので加入者の引継ぎは必要であり検討が望まれる。保育終了後の相談窓口は主任であるが、保護者に対して内容を記した文書を渡す事が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>個人懇談時の意見・要望や行事後のアンケートで満足度を確認し、自由記述欄を設けて保護者の声を聞いている。意見・要望もあるが、職員への応援メッセージや励まし、感謝の言葉も書かれている。アンケートの集計結果を保護者にフィードバックしているが、分析検討まではされていない。保護者会への職員参加（介入）はないが、部分的に同席して利用者満足を把握することが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みは整備されている。保護者には入園式に「入園のしおり」を用いて説明し、周知している。また玄関窓口にも掲示されている。第三者委員まで届く苦情はない。過去に1例苦情があり記録は残されているとのことであるが、見当たらない。解決した記録は、容易に追跡・検索（トレーサビリティ）が可能な状態で管理することが求められる。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 苦情に限定せず、意見・提案の対応も整備されている。日常的なコミュニケーションからの意見や相談などの記録の基準がなく、記録されていない。意見や相談が述べ易い環境として、特別な相談室はないが人目に触れない場所を用意して安心して相談できる配慮をしている。しかし、「長時間保育利用者には担任がいないために相談出来ない」という声もあり、相談できる工夫が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 保護者からの意見・要望を受けた際の記録の方法や報告の手順がマニュアル化されていないが、実際には送迎時のコミュニケーション、連絡ノート等、保護者からの意見・要望には傾聴に心掛け、園長・主任に連絡されている。必要に応じて法人本部にも連絡し迅速に対応している。具体的に保育に反映させて改善に役立てた内容は、記録に残すことが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 事故発生時対応について、保護者から加害者、被害者双方に知らせたいとの要望があることから、双方の保護者に知らせるようにしている。散歩マップを作成し、信号の変わりが早い・工事中のハザードも記載して活用している。安全確保、事故防止に関する研修は、事故が起きた時やヒヤリハット報告時を機会としている。事例検証を活かし、事故防止に努めている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 「感染症予防・発生時対応マニュアル」はあるが、新型コロナウイルス関連の手順の記載がなく、早急に追記・整備されたい。県・市・法人から資料が配信され指示通り適切に対応している。マニュアルの職員周知は、担当者を立てて定期的に勉強会を行う等、繰り返し周知することが望ましい。保護者へは掲示や口頭、連絡帳等で適切に周知され、「保健だより」も毎月発信されている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 災害時対応体制が定められ、子どもや保護者、職員の安否確認は一斉メール配信で行われ、返信は各自が行う。保育を継続するための初動時対応・出勤基準等が一部未整備である。毎月防犯・避難CPR訓練、引き渡し訓練も行われている。防災計画はあるが、地域と連携しての訓練は今後の課題である。備蓄リストの点検確認・補充日等を記録することが望ましい。食料・医薬品等の分類も課題である。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 標準的な実施方法は、マニュアルや業務日誌を基に行っている。職員周知は個々に指導しており、周知の徹底に疑問が残る。今後は、職員会議で周知の機会を作りたいと既に改善に向けて動き始めている。保育実践にすぐ活用出来るよう、保育の手引書となるような冊子として整備されることを期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 標準的な実施方法は、全体会議、学年会議で見直しされるが記録は残されていない。見直しにはPDCAサイクルを活用し、記録として落ちの無い状態が望ましい。見直しの結果、年齢別発達過程の主なポイント、自発的な活動を促す遊び・おもちゃ（手作り）などを一覧表にまとめ、保育実践に活かすための準備が始まっている。子どもの可能性を十分に引き出す取組を期待したい。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> アセスメントは、入園前に市から用紙が配布され、面接時に園長・主任・市・保健師・他園の園長が記入漏れを確認しながら親子を観察する機会としている。3歳未満児と障害のある子どもは、クラスの指導計画と共に個別の指導計画が作成されている。幼児は個別指導計画はなく、クラスの指導計画と保育の記録で補っている。幼児も、アセスメントに基づく個別の指導計画の作成が望まれる。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 保育の「全体的な計画」や「年計画」は年度末に見直され、「月・週案」等は次の作成時に評価・反省を行って役立てている。しかし、会議録で終わっており、標準的实施方法に反映させる課題、保育の質の向上に関わる課題等を明確にして取り組む仕組みは構築されていない。また、保護者からの要望等に関しても、必要なことは標準的实施方法に反映させることが望ましい。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 各々の職員について、記録の不足や内容、書き方に差異が生じている部分については付箋を貼り、個別に指導している。実際に文章を提示して伝え、丁寧に説明をする等の対応をしているが、パソコンデータのため指導後は見分けられない。職員の情報共有は月1回の職員会議で行っており、職員同士が意見を聞くことで勉強になり有意義な会議になっている。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 「個人情報保護規程」により、子どもの記録が管理されている。「情報開示規程」も整備されているが、保護者からの開示請求の記録が残されていなかった。パソコンはパスワードを設定し、個人情報の漏洩対策を取っている。「個人情報保護規程」について、職員周知のための研修の実施が望まれる。保護者には、個人情報の取り扱いについては入園式で「入園のしおり」を使って説明・周知されている。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」は正規職員全員で作成した。見直しで把握した改善事項「環境の充実」として、絵本コーナーの拡充・砂場を広くし泥遊びが出来る等が盛り込まれた。見直しは年度末1回であったが、9月頃にもう一度行い評価して後半に活かしたいと、次年度は2回計画している。見直しを次年度に生かすために、見直しの内容や改善された事項を記録として残すことが望まれる。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもが心地よく過ごせるよう、室内の温湿度等を調節し、適切な環境の配慮に心掛けている。暑さのため園庭に出て遊ぶことが出来ない日は赤色で示し、低年齢でも理解しやすい工夫をしている。くつろいで落ち着ける場として、広い遊戯室にマットやゴザを敷いて涼しく過ごせる環境の工夫もしている。家具の配置等の工夫は今後の課題としている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの欲求を受け止め、子どもの気持ちを大切に保育を心掛けているが、余裕がないとつい制止の言葉を使ってしまふことがある。ほとんどは許容される範囲である。保育方針に「一人ひとりの思いを受け止め」と掲げている。その方針通りに、今後も子ども一人ひとりの理解を深め、子どもの気持ちに対応する姿勢や態度を大切に保育の継続を誓っている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの発達に個人差が大きい年齢であり、手洗い場到手洗いの踏み台が置かれ、手洗いがしやすい場を子ども自身が選んで手を洗っている。子どもが基本的な生活習慣を身につけていくためには、保護者との情報交換が必要不可欠である。連絡ノート・送迎時のコミュニケーション・個人懇談会と機会はあり、保護者と十分な情報交換を行って援助の確認をしている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>異年齢での日常的な保育に散歩を取り入れ、運動会ではグループ対抗、作品展では異年齢グループで作品作りをする。地域の人と伝統的行事の「花餅」や「おこしもの作り」を一緒に楽しむ。社会体験では児童館に遊びに行き、園とは違うトイレや手洗い、遊具等を使い、生活や遊びを豊かにしている。様々な表現活動は工夫されているが、自由に体験できる環境としてはまだ課題が残る。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>乳児の連絡帳は複写になっており、原本は保護者、複写は園で保管している。働き始める母親から育児相談があり、母乳からミルクに変えていくために、ミルクの味に徐々に慣れさせる配慮もしている。乳児は1人のため部屋が広すぎるようだが、発達過程に応じた1対1のゆったりとした応答的な関わりが持て、情緒の安定が保てる環境となっている。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>3歳未満児は複数担任のため、月1回の会議で連携を図っている。自我の芽生えで、保育の難しい場面や噛みつき等もあり、噛まれた子どもの保護者には事のいきさつも含め謝罪している。見直しにより、発達にあった玩具や遊びの環境の工夫に気づいており、全体的計画や標準的実施方法の見直しとの関連も併せて検討することを期待したい。玩具・机等は次亜塩素酸で毎日消毒・水拭きして清潔である。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 子ども達が取り組んで来た共同的な活動（運動会、夏祭り等）に保護者や地域の方が参加して一緒に楽しむ機会がある。就学先の小学校へも、案内文と共に活動内容を伝える工夫を期待したい。また、小学校にスムーズに移行するための「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」とリンクしての共同的な取り組みも望まれる。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 障害名がつく子ども数名と、気になる子どもも数名いる。個別の指導計画とクラス指導計画を作成し、共に成長できる「サポート保育」としてリーフレットで伝えている。専門機関と連携し、検討会を持っている。障害のある子ども、気になる子どもの発達を支える上でも、研修によって必要な知識・情報を入手し、専門機関との連携で得た情報も併せて職員間で共有することが望まれる。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 1日の保育の連続性に配慮した長時間指導計画は、月指導計画に記載されているが日々の記録はない。職員の引継ぎはボード、保護者には「連絡事項記入用紙」に担当者が記入し、口頭での連絡ミスを防いでいる。長時間保育は人数も多く、家庭的環境での保育が難しいが、落ち着いて過ごせるよう遊戯室にゴザを敷き、絵本等を揃え、子どもに寄り添う保育をしている。乳・幼児ともおやつはない。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 子どもが小学校と交流を持つ機会は、12月に1年生と遊ぶ機会がある。現在教員との連絡会議や意見交換、合同研修は行われておらず、就学前に小学校から子どもの様子を見に来てくれるが、そこから発展していない。「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」の取り組みも共有されていない。保護者に対して、小学校以降の生活に見通しが持てる機会を計画することが望まれる。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 「健康管理マニュアル」が整備され、毎月「保健だより」も発信している。6月には歯と口の健康に関する予防や対応、熱中症等が記載され、時季に合った内容である。発信元の記入が望まれる。乳幼児突然死対策のチェック表は、0歳5分、1・2歳10分、3歳になっても継続される。保護者への乳幼児突然死症候群に関する知識・情報の提供が望まれる。予防接種の状況把握は十分である。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 医師による健康診断結果は適切に記録・管理されている。保護者には結果を連絡帳に記入し、保護者周知は押印で確認している。医師による検診結果は別紙で渡し、治療を要する子どもは嘱託医と連携して対応している。看護師が歯磨き指導、保育士は歯の大切さを紙芝居等で知らせ、歯科衛生士は染め出しをする等、役割を決めて保育に反映させ、家庭と共に子どもの健康管理に取り組んでいる。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 「緊急対応マニュアル」があり、アレルギーの知識や情報はエピペンまで学んでいるが、マニュアルの再確認に欠けている。アレルギー児はアセスメントで把握し、医師の指示書にて対応している。食事は他の子どもと食器やトレーの色を替え、直前までラップ掛けして調理員と担任のダブル確認で事故を防いでいる。車中での朝食、食べながらの登園、ポケットの中に食べ残り等の確認もされたい。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 食育計画は全体の計画・指導計画に位置付けられて作成され、月1回のクッキングランチ、行事食が計画されている。野菜の栽培計画等も盛り込まれている。子どもが調理員と一緒に食事をする機会は、子どもたちが楽しみにしている月1回のランチの日に行っている。今後も子どもと一緒に食事する機会を持ち、子どもの声を聴く機会を継続されたい。月1回「給食だより」を発信している。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 検食は園長・主任が行い、残食簿をまとめ献立に反映させている。毎月、旬の食材を使用した食育ランチの献立があり、子どもも楽しみの日である。献立表には旬の食材がひらがなで明記され、子どもも関心が持てる配慮がされているが、文字が小さく一考を要す。地域の文化食「おこしものづくり」は2月に行う。食中毒発生時対応が整備され、「給食だより」にも食中毒予防の内容を載せている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉞ ・ b ・ c
<コメント> 送迎時のコミュニケーション・連絡帳・個人懇談と、家庭との情報交換の機会が用意され良好な関係である。保護者が子どもの成長を感じられるように保育参観や行事等の機会を設けており、綿密な企画書を作成して取り組んでいる。食育の関係は「給食だより」、健康関係は「保健だより」で家庭との連携を図っている。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 保護者からの子育て相談はあるが、記録には残されていない。保護者との情報交換の内容は、関係職員で共通理解しておく必要性が高く、基準を作って適切に記録を残すことが望まれる。関係職員の共通理解のため、次年度からはクラスノートに記入して把握することとしている。内容に応じて指導計画に反映させることが必要であり、職員間で標準化する取組みも望まれる。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 「虐待対応マニュアル」は整備されている。現在、虐待等権利侵害の恐れのある子はいない。以前の該当者の記録は残されている。送迎時、傷・あざ等の子どもの様子に気をつけている。職員は各自チェックリストで注意しているが、マニュアルに基づく職員研修が実施されていない。早急の実施し、多様な背景を持つ保護者や家庭の早期発見・早期対応の虐待予防の意識の涵養を期待したい。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 年2回自己評価を行い、園長と面談して振り返りをしている。自己評価に基づき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいるが振り返った記録は手元にない。自己評価が保育所全体の保育実践の評価に繋がるよう、職員の専門性の向上のための研修の充実も望みたい。更に、職員の自己評価を個人的な評価で終わらせず、分析して園としての課題抽出に繋げることを期待したい。		